12　を妨げるものと解してはならない。

いずれの締約国は、投資家及び他方の締約国がこの条の規定に基づく仲裁に付託することに同意した投資紛争に関し、外交文書の保護を与え又は国家間の請求を行うことができない。ただし、当該紛争に関する締約国が、この限りでない。

12　この規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にするものとみなされる非公式の外交交渉を含まない。

第八三条（第八章の規定に関する一般的例外）　この章のいかなる規定も、各締約国が次のいずれかの措置を採用することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対して恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は自国の領域内における制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序（注）の維持のために必要な措置

注　公の秩序の措置は、社会のいずれかの基本的な利益に対して真正の重大な脅威がみたされる場合に限り、適用される。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　刑務所労働に関する措置

(e)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のために行われる措置

(f)　有限天然資源の保存のために必要な措置。ただし、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

第四条の規定に基づく措置を除き、第四条の規定に基づく義務を伴う措置を採用する場合において、他方の締約国の投資家又はその投資財産に影響を与えるおそれがあるときは、当該一方の締約国は、当該措置の実施の前に又はこれを後にして、当該措置について当該他方の締約国に通報するよう妥当な努力を払う。

第八四条（一時的なセーフガード）　いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七三条に定める義務であって国境を越える資本取引に係るものを一時的に制限することができる。

(a)　国際収支又は対外支払に関して重大な困難が生じ又は生ずるおそれのある状況にある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が当該締約国に重大な経済上又は金融上の困難をもたらす状況にある場合

2　この措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(b)　この協定を状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　不当な損害を防止するために必要な限度やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　両締約国間で差別しないものであること。

第八五条（信用秩序の維持のための措置）　1　この章の他の規定にかかわらず、各締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託による義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し又は金融体系の健全性及び安全性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　1の措置が規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国間の約束及び義務を回避する手段として用いてはならない。

第八六条（知的所有権）　第七二条の規定にかかわらず、両締約国は、知的所有権に関する限り、同条に規定する内国民待遇は、知的所有権に関する限り、同条に規定する限度において、知的所有権の保護及び関連する権利の所有権の貿易関連の側面に関する協定に規定する限度において適用される。

第八七条（収用を構成する課税措置）　第七七条の規定は、租税に係る課税措置が同条2に規定する収用を構成する限りにおいて、当該課税措置について適用される。

2　1の規定が適用される場合には、第七四条、第八二条、次条及び第八八条一の規定を租税に係る課税措置について適用する。

第八八条（投資に関する合同委員会）　この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会を設置する。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討し、及び討議すること。

(b)　第七六条に規定する特定の例外について、適当な場合にはその削減又は撤廃に寄与するとともに両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として検討すること。

(c)　投資に関連する又その他の事項であって、この章に関係するものについて討議すること。

2　投資に関する合同委員会は、民間部門の者と共同して会合することを決定することができる。

第九条（第八章の適用）　1　各締約国は、この章の規定を、自国の領域内の地方政府及び中央政府又は地方政府によって委任された権限を行使する非政府機関によるこの章の規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2　いずれかの締約国が、第三国と投資に関する国際協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後に締結する国際協定を締結する場合には、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して、当該国際協定に従い同様の状況において該第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第九章　自然人の移動

第一〇章　知的所有権

第一一章　政府調達

第一二章　競　争

第一三章　金融サービスに関する協力　（略）

第一四章　情報通信技術連

第一五章　科学技術

第一六章　人材育成

第一七章　貿易及び投資の促進

第一八章　中小企業　（略）

第一九章　放　送

第二〇章　観　光

第二一章　紛争の回避及び解決

第一三九条（第二一章の適用範囲）　この章の規定は、この協定が実施取極の解釈又は適用に係る両締約国間の紛争の回避又は解決について適用される。

2　この章の規定は、自国が当事国となっている他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用することができない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関しこの章の規定又は締約国が当事国となっている国際協定に基づいて紛争解決手続が開始される場合には、当該特定の紛争に関し当該手続以外の手続を利用することができない。ただし、別途の国際協定に基づく、かつ、実質的に異なる権利又は義務が争われることについては、この限りでない。

4　3の規定は、特定の紛争に関し、二以上の紛争解決手続を利用することについて締約国が明示的に意思を表明している場合には、適用しない。

第一四〇条（紛争の回避及び解決のための一般協議）　1　紛争の回避を目的として、各締約国は、この協定及び実施取極の解釈又は適用に係るあらゆる問題について、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

2　締約国が一の規定により協議を要請する場合には、他方の締約国は、協議のための機会を十分に与えるとともに、そのような要請に迅速に応じて、誠実に協議を開始する。

3　両締約国が協議により問題を解決することができなかった場合には、いずれの締約国も、4の規定により設置される協議に関する委員会の会合を要請することができる。問題の迅速かつ満足すべき解決を目指すものとし、そのような要請の受領の日の後三〇日以内に会合する。

4　この章の規定の円滑な実施のため、両締約国は、協議に関する委員会を設置する。同委員会は、各締約国の代表から構成される。

5　この条に定める手続は、第一四一条に定める手続が既に開始されている紛争については、適用しない。

第一四一条（あっせん、仲介又は調停）　1　各締約国は、いつでも、両締約国の合意により、いつでもあっせん、仲介又は調停を開始することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも終了することができる。

2　両締約国の合意があるときは、あっせん、仲介又は調停を継続することができる。

3　両締約国の合意があるときは、あっせん、仲介又は調停を継続することができる。

第一四二条（紛争解決のための特別協議）　1　いずれの締約国も、他方の締約国がこの協定又は実施取極に違反していると認める場合には、当該他方の締約国に対し、紛争を解決するための特別協議を行うことを要請することができる。

2　特別協議の要請は、書面により協議の要請を受けた締約国に対し、紛争を解決するための特別協議を行うことを目的として、書面により協議の要請を受けた日の後三〇日以内に協議を開始すること。

(a)　当該紛争を関し第一四〇条に定める手続が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六〇日以上が経過していないときにあっては、当該要請を受けた日の後一〇日以内に協議を開始すること。

(b)　当該紛争を関し第一四〇条に定める手続が利用され、同条の規定に基づく協議が開始された日から六〇日以上が経過しているときにあっては、当該要請を受けた日の後三〇日以内に協議を開始すること。

3　締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

4　この協定又は実施取極に基づく義務に違反する措置がとられた場合には、反証がない限り、無効化又は侵害の結果を構成するものとみなす。

第一四三条（仲裁裁判所の設置）　締約国が前条に規定する協議によって紛争を解決することができなかった場合には、両締約国の別段の合意がある場合を除くほかは、いずれの締約国も、

(a)　前条2(a)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から六〇日が経過した後に当該紛争を、その裁判所の設置を要請することができる。

(b)　前条2(b)の規定による協議の要請が行われた場合にあっては、その受領の日から三〇日が経過した後に当該紛争を、その裁判所の設置を要請することができる。

2　この事項を明記する。

3　遵守があったとするこの協定又は実施取極に関する仲裁裁判所の設置を要請する。

4　この事項を明記する。

5　この事項を明記する。

6　仲裁裁判所は、次の事項を明記する。

(a)　両締約国は、裁判官の任命を行う。

(b)　申立ての根拠とされる事実

7　仲裁裁判所は、裁定案を検討する機会を両締約国に与えるものとする。

8　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサスによって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

第一四五条（仲裁裁判所の手続）Ⅰ　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　両当事国は、紛争の解決に関する情報を提出する義務を負う。

4　両締約国は、裁判所に提出した情報又は意見書、裁定案の説明書面その他の関連する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項を成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第一四五条（仲裁裁判所の終了）仲裁裁判所が設置され、前条に定める手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、手続の終了について合意することができる。

第一四七条（第二一章に基づく実施）Ⅰ　第一四四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければならない。仲裁裁判所により裁定の実施を求められた締約国（以下この条において「実施国」という。）は、原裁定が下された日の後二〇日以内に、実施国が原裁定を実施するために妥当かつ必要と判断する期間を他方の締約国に対して通知する。当該期間については、次の規定を適用する。

(a)　行政上又は司法上の措置をとる必要がある場合に限り、これを一二箇月までを限度として延長することができる。

(b)　特別な事情の存在につき両締約国の合意が得られる場合には、これを延長することができる。

(c)　相手国は、通報された期間内に受け入れられないと認める場合には、協議を要請することができる。この場合において、両締約国は、そのような要請の受領の日の後一〇日以内に協議を開始する。

2　実施国は、原裁定を実施することができないと認める場合には、1の規定に従って実施することに代え、代償を与え又は代替措置をとることにより協議を行うよう要請することができる。

3　実施国は、1の規定に従って実施することができないと認める場合には、原裁定を実施することができないと認める場合において、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

4　この協定又は実施取極に基づく義務の履行に関する紛争は、裁定案を検討する機会を両締約国に与えるものとする。

5　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサスによって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

6　仲裁裁判所は、裁定その他の決定を書面で行う。

7　仲裁裁判所は、裁定案を検討する機会を両締約国に与えるものとする。

8　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサスによって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

第一四五条（仲裁裁判所の手続）Ⅰ　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議及び提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　両当事国は、紛争の解決に関する情報を提出する義務を負う。

4　両締約国は、裁判所に提出した情報又は意見書、裁定案の説明書面その他の関連する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項を成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

第一四五条（仲裁裁判所の終了）仲裁裁判所が設置され、前条に定める手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、手続の終了について合意することができる。

第一四七条（第二一章に基づく実施）Ⅰ　第一四四条の規定による仲裁裁判所の裁定（以下この条において「原裁定」という。）は、迅速に実施しなければなら

名である場合であって、かつ、その者が仲裁人となることが可能なときは、その者を第三の仲裁人とする。

(b)　双方の名簿に共通した氏名のない場合には、両締約国は、それぞれ二人以上である場合には、それぞれ二人のうちから、それぞれ一人の者を第三の仲裁人とするよう努めるものとする。

(c)　両締約国が(b)の規定によっても合意に達することができない場合、双方の名簿に共通して氏名のあがった者が第三の仲裁人となることができず、両締約国が第三の仲裁人を拘束するものであることに同意する。

(d)　仲裁人が第三の仲裁人について合意することができない場合には、両締約国が合意する手続であって実施取極に定めるものに従って、くじにより選ばれる者が第三の仲裁人となる。

5　第三の仲裁人は、第二の仲裁人が任命された日の後四〇日以内に任命される。

6　第三の仲裁人は、両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、締約国の領域内に通常居住するものとする。締約国の国民の領域内に通常居住するものとしてもならず、また、いかなる資格においても関係の紛争を扱ったことのある者であってはならない。

7　仲裁裁判所は、適格な技術的知見を有する仲裁人から構成されるものとする。

8　仲裁裁判所は、法的知見を有する仲裁人から構成されるものとする。

第一四九条（仲裁裁判所の任務）Ⅰ　前条の規定により設置される仲裁裁判所の任務は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足する解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定、実施取極及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)の認定とは別に、第一四七条の関連において、裁定の実施方法についての提案を勧告に含め、これを締約国による考慮に付することができる。

2　いずれの締約国も、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

3　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適当と認める情報の提供を要請する場合には、いずれの締約国も、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

4　仲裁裁判所は、いかなる関係情報の提供を要請することができる。また、問題の一定の側面について意見を伴うものとする。

5　仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提出する意見書に対する仲裁裁判所の質問に対する回答を締約国に通知することができる。

6　仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提出する意見書に対する他方の締約国の意見を考慮する。

7　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

8　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

9　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

10　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

11　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

12　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

13　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

14　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

15　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

16　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

17　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

18　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

19　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

20　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

21　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

22　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

23　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

24　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

25　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

26　仲裁裁判所は、仲裁裁判所の裁定が最終なものであることに同意する。

を停止することが実現不可能な又は効果的でない場合にあっては、この限りでない。

8　実施国は、5から7までのいずれかに規定する条件が満たされていないと認める場合には、相手国に対し協議を要請することができる。相手国は、そのような要請の受領の日の後一〇日以内に協議を開始する。当該要請の受領の日から三〇日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、いずれの締約国も、問題を仲裁裁判所に付託することができる。

9　この条を適用するため招集される仲裁裁判所は、できる限り、この条に規定する原裁定を下した仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、仲裁裁判所の仲裁人は、第一四三条3から7までの規定に従って任命される。両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六〇日以内に裁定を下す。

第一四八条（費用）両締約国の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二二章　最終規定

（略）

附属書